

西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業 実施方針等に関する意見への回答（平成29年8月31日）

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
1	実施方針	P8	第3-2スケジュール	入札説明書等に関する質問の受付期間について、入札公告(09/22頃)から1週間(09/29頃)は厳しいかと推測します。VE提案や要求水準書の読込を含めて、2週間程度いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、入札説明書等に関する質問の受付期限を10/4頃に変更します。変更後のスケジュールについては、入札公告時に公表する入札説明書において示します。 また、実施方針公表段階で合わせて公表している各書類(案)の内容から、入札公告時公表書類との間で追加・変更があった資料については、追加・修正内容について新旧対象表等を付して、読込み負荷を軽減いただけるように努めます。 入札公告後には、VE提案の前提となる基本設計書を貸与する予定ですが、その内容に関する質疑については、個別対話の機会でも対応が可能です。
2	実施方針	P13	4-(1)-イ-e	統括代理人について、主任技術者の実績でもよろしいでしょうか。(実施方針P17、fの施工実績で、JVサブの実績の場合、主任技術者で登録されることが多いので)	実施方針に記載のとおり、現場代理人又は監理技術者としての実績を有する者とします。
3	実施方針	P13	第3-4-(1)-イ-e	「統括代理人は、一級建築士及び一級施工管理技士の資格を有し」の条件を「統括代理人は、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有し」に変更していただきますようお願いいたします。両資格を有している者が少なく、本プロジェクトの時期に配置することができません。参加資格の条件を緩和していただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、入札公告時に公表する入札説明書において、「統括代理人は、一級建築士又は一級施工管理技士の資格を有し」に修正します。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
4	実施方針	P17	(ウ)市内事業者に対する契約に関する事項	落札者は、市内建設業者、市内設計業者、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で主たる営業所を西宮市に有する者となっておりますが営業所を西宮市に有する者に変更願います。	当該要件変更には応じかねます。
5	実施方針	P17	(イ)建設企業 e	「建築一式工事」について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、市内業者であって1,000点以上となっているが西宮市内業者であれば良いと変更願います。	当該要件変更には応じかねます。
6	実施方針	P17	第3-4-(2)-イ-イ)-(b)	建設企業のJV出資比率が、構成員数が2 者の場合は30%以上、3 者の場合は20%以上とされていますが、本事業は、事業規模が大きいため、西宮市内企業とのJVとした場合、市内企業のJV負担が過大になり、参画できる企業は限られることとなります。公表資料から貴市は地元貢献を期待されていると思料いたします。また公正な競争環境を阻害する要因となっておりますので、このJV比率の下限条件を緩和いただきたい。	当該要件変更には応じかねます。
7	実施方針	P23	第3-6-(1)	本事業では、地域経済への貢献が求められておりますが、建設企業として市内企業とのJV組成とした場合、貴市のお支払い条件が影響いたします。 JV組成は、工事費用や施工要員を取り決めたJV比率で負担することで、体力の小さい企業が大きな事業に参画できるようにすることが目的の一つです。そのため、貴市からお支払いただく金額以上の未収施工高が生じた場合、各構成企業が係る費用をJV比率に応じて負担することになりますが、本事業は事業規模が大きく、貴市の支払条件では、未収施工高が大きくなり、市内企業の負担が過大です。本事業にJVとして参画できる市内企業は限られることとなり、貴市の期待される地域経済への貢献に対する効果が薄れることとなります。つきましては、前払金は、「予算の範囲内において市が定める金額」とありますが、出来るだけ率を高く設定いただき、未収施工高が極力生じないようにしていただきたい。また、中間前払金若しくは半期毎の出来高払いの採用もご検討いただきたく存じます。	ご意見として承ります。本事業の支払いに関する事項は、「西宮市公共工事の前払金に関する規則」を基に定めたいえで、入札公告時に公表する請負契約書(案)に示します。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
8	実施方針	P26	第4-(別紙1)	現状では入札公告時(平成29年9月中旬予定)に基本設計図書が貸与される予定になっています。この予定では10月16日～18日に予定されている個別対話や11月20日予定のVE提案書の受付までに具体的でかつ効果的な提案をするのが困難な状況です。1日でも早くVE検討を進めていきたいので、8月中旬時点での基本設計図書を貸与していただきますようお願いいたします。当然ながら、事前に検討を進めたVE項目は9月中旬に貸与される正式な基本設計図書に整合させていただきます。	ご意見を踏まえ、建築一般図(平面図、立面図、断面図)のCADデータの貸与を行います。貸与申請方法等の詳細については、9月4日に西宮市HPに公表します。 なお、今回貸与するデータは、8月末日時点のものであり、入札公告までに変更する可能性があることに留意してください。
9	基本設計概要説明書 要求水準書(案)	P11	8.構造計画	構造計画で概要の記載が御座いますが、今後金額を含めた提案(VE項目も含む)を行うに際して、基本設計時の構造メンバー(サイズ)等の詳細を含めた図面の提示を御願致します。(VE提案を行うにあたり、基本設計時の考えを理解し、提案を行いたい為)	ご質問の内容については、入札公告後に入札参加希望者に貸与予定の基本設計書において、構造体の参考断面情報を含めた構造計画を提示する予定です。躯体数量については計画を踏まえ別途お見込みください。
10	基本設計概要説明書/要求水準書(案)	P3/P13	3.計画概要(2/2) ③設備概要 9.防災計画 10.環境計画	3.計画概要(2/2) ③設備概要 9.防災計画 10.環境計画で概要の記載が御座いますが、今後金額を含めた提案(VE項目も含む)を行うに際して、基本設計時の設定条件等の詳細を含めた図面・資料の提示を御願致します。(電気・機械共にVE提案を行うにあたり、基本設計時の考え方を理解した上で提案を行いたい為)	ご質問の内容については、入札公告後に入札参加希望者に貸与予定の基本設計書において、基本設計時の設定条件を含めて可能な限り提示する予定です。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
11	要求水準書(案)	P21	3-(2)-イ	非飛散性アスベストの処理費用については、入札金額に含めず、事業者が実施する調査結果により、別途清算としていただきたい。	当該要件変更には応じかねます。
12	VE提案実施要領(案)	P1	2 スケジュール	VE提案審査結果の送付時期について、現在12月4日(月)となっておりますが、極力早めていただけないでしょうか。希望は、11月29日(水)頃となります。	ご要望への対応の確約は致しかねますが、可能な限り速やかなVE提案審査結果の送付に努めます。
13	VE提案実施要領(案)	P7	11 VE提案が実施できない場合	「落札者の責めに帰すことのできない事由の場合、本件工事費の増額及び本施設の引渡日を変更できない。」とありますが、リスク分担としては適正ではないと考えます。「甲乙で協議し検討する。」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。なお、VE提案が実施できない場合のリスク分担等については、入札公告時に公表する請負契約書(案)にて示します。入札公告時に公表する要求水準書及びVE提案実施要領についても、請負契約書(案)の内容に従って修正する予定です。
14	落札者決定基準(案)	P21	4 審査全体の流れ	「第二次審査では、選定委員会が・・・提案の定性的内容及び価格面を総合的に評価し・・・」とあります。模式図から推測しますと、先行して価格を確認するようになっています。この場合、定性的内容の評価に影響するかと考えます。定性点を先行した審査体制は取れないでしょうか。	入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、即時開札を行います。予定価格超過の有無を確認後、再度、厳封保管します。選定委員会に対しては、予定価格超過の有無のみ報告を行い、提案点の確定後、入札価格を開示し価格点の算出を実施します。
15	落札者決定基準(案)	P5	2-(4)実績評価項目及び配点	「評価の視点」の欄に示す①～⑤の順位について、「②15,000㎡以上民間の事務所、④10,000㎡以上の民間企業の事務所」となっていますが、本件は官公庁の庁舎を設計施工するため、単なる延床面積より官公庁の庁舎の設計、施工の実績が重要視されるべきと考えますので再考をお願いします。 一例として下記のものを示します。 ①15,000㎡以上の官公庁 ②10,000㎡以上の官公庁の庁舎 ③10,000㎡以上の官公庁 ④10,000㎡以上の民間企業の事務所 ⑤5,000㎡以上の官公庁	当該要件変更には応じかねます。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
16	落札者決定基準(案)	P5,9	第3-2-(3)-ア 評価方法、第3-2-(3)-ウ 入札価格に基づく審査(価格点の算出)	<p>【算定式】や配点が現在公表されていませんが、前回の西宮市立南甲子園小学校DBで採用された【算定式】ベースに考えておられるのであれば、価格の点数が全体評価にほとんど影響しない結果となります。</p> <p>「配点を価格点●点、提案点●点の計●点とする。」と比率で評価しようとするのであれば、それぞれの最高得点獲得者に満点を按分する方式が妥当と考えますので考慮をお願いします。</p> <p>(参考) 西宮市立南甲子園小学校DBにおける算定式 入札価格に関する事項の得点(価格点) = 150 × (1 - 入札価格 / 予定価格) 総合評価点 = 定性的評価点(提案点) + 価格点 250点 = 100点 + 150点</p> <p>【落札結果】 落札者(64.7点) = 定性的評価点(62.6点) + 価格点(2.1点) 次点者(58.6点) = 定性的評価点(54.7点) + 価格点(3.9点)</p>	価格点、提案点の割合及び、価格点の算定式については、入札公告時に公表する落札者決定基準をご確認ください。
17	落札者決定基準(案)	P6	(2)設計業務 2)主任技術者の実績	<p>当該項目で、主任技術者として従事した実績とありますが、実績案件で、発注者側に主任技術者の概念がなく、管理技術者のみ設定があり、その他は(意匠・構造・電気・機械とも)担当者として届けております。</p> <p>市町村によっては、同様のケースが有ると思いますので、主任技術者同等等の表現に変えて頂けないでしょうか？</p>	主任技術者とは各設計責任担当者として、高度あるいは専門的な業務を指導統括する立場の者をさします。当該実績案件に主任技術者として関わったことが確認できる証跡(設計体制表や従事証明書等で、発注者の押印のあるもの)を添付してください。なお、主任技術者と同等と認められる役割で従事された実績を有する場合においても、同様の扱いとします。
18	落札者決定基準(案)	P6	第3-2-(4)-(1)-1)	<p>「総括代理人の実績」の「免震構造を有する建築物の新築に係る実施設計において……」を、実施方針P13第3-4-(1)-イ-dに記載に合わせて、工事の施工経験を評価する「免震工事を有する建築物新築に係るの施工において……」に変更してはどうでしょうか。</p>	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する落札者決定基準において修正します。
19	落札者決定基準(案)	P6	第3-2-(4)-(3)-1)	<p>「監理技術者の実績」の「免震構造を有する建築物の新築に係る実施設計において……」を、工事の施工経験を評価する「免震工事を有する建築物の新築に係る施工において……」に変更してはどうでしょうか。</p>	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する落札者決定基準において修正します。

No	資料名	ページ	項目	内容	回答
20	落札者決定基準 (案)	P6	第3-2-(4) -(3)-2)	「施工担当者の実績」の「免震構造を有する建築物の新築に係る実施設計において……」を、工事の施工経験を評価する「免震工事を有する建築物の新築に係る施工において……」に変更してはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえ、入札公告時に公表する落札者決定基準において修正します。
21	落札者決定基準 (案)	P16	第3-2-(4) -(1)-2)	統括代理人または監理技術者の実績の項目に記載されている宮水保存委員会との協議については当社は専門部署が同委員会との協議・調整を行い現場に常駐する監理技術者その協議結果に従って工事を進めていきます。同委員会との協議・調整については会社の実績でも可としていただきますようお願いいたします。	当該要件変更には応じかねます。 あくまでも、「地階を有し、宮水保存委員会との協議・調整を経て建築した施設の新築、増築、改築に係る建築一式工事において監理技術者として従事した実績」を有する者を評価の対象とします。